（適用範囲）
第３条　この規則は、研究所の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定貸借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。
一～三　略
四　特定役務のうち前二号以外の調達契約　特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
２　略
第４条　略
（一般競争の公告）
第５条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。
２　契約を担当する職員は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。
（一般競争について公告をする事項）
第６条　略
一～六　略
七　契約競争等資格審査規則第４条の規定による申請の時期及び場所
八～九　略
２　略
３　略
一　略
二　入札期日又は契約競争等資格審査規則第４条の規定による申請の時期
三　略
（指名競争の公示等）
第７条　略
２　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、契約事務実施規則第７条第２項に準じて定める指名競争の資格において指名されるために必要な要件についてもするものとする。
３　前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日に通知するものとする。
４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第六号に掲げる事項
二　契約の手続において使用する言語
（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）
第８条　略
２　契約を担当する職員は、特定調達にかかる指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、当該資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第３項に規定する事項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
３　契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第６条第１項第二号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
４　略
（郵便等による入札）
第９条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。
（入札説明書の交付）
第10条　略
一　第６条又は第７条第２項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（第６条第１項第八号に掲げる事項を除く。）
二～五　略
六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
七　略
（随意契約によることができる場合）
第11条　略
一～二　略
三　既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他の既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
四　研究所の委託に基づく研究開発の結果製造された試作品等の調達をする場合
五　略
六　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約を第４条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第６条の公告又は第７条の公示において、この号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
七～八　略
（落札者の決定に関する通知等）
第12条　略
２　略
一～六　略
七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第６条の規定による公告又は第７条の規定による公示を行った日
八～九　略
（一般競争又は指名競争に関する記録）
第13条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。
一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
二　入札者の申込みに係る価格
三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
五　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
六　その他必要な事項
（随意契約に関する記録）
第14条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき、随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、契約の日から少なくとも三年間保管するものとする。